

## ～収益認識に関する会計基準等の注記の開示分析～

当ディスクロージャー分析レポートでは、JPX日経インデックス400（2022年7月現在）の3月末決算の日本基準適用会社（198社）を調査対象として、2022年3月期の有価証券報告書の（収益認識関係）にどのように開示されているか調査・分析を実施した。

### はじめに

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」が3月末決算会社では2022年3月期から原則適用となり、有価証券報告書の（収益認識関係）に以下の事項を注記することが求められている。

#### 収益認識に関する会計基準第80-5項

前項の開示目的を達成するため、収益認識に関する注記として、次の項目を注記する。

- (1) 収益の分解情報
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

ただし、上記の項目に掲げている各注記事項のうち、前項の開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができる。

2022年3月期の有価証券報告書の（収益認識関係）に注記を行っていたJPX日経インデックス400の3月末決算の日本基準適用会社は190社あり、どのように開示されているかを調査・分析した。

### 調査結果について

まず、連結財務諸表の（収益認識関係）に左記の(1)から(3)のいずれの項目を記載しているかについては、以下のとおりである。

	会社数
(1)、(2)、(3)について記載	164社
(1)、(3)について記載	11社
(1)、(2)について記載	7社
(1)について記載	5社
重要性が乏しいため省略と記載	3社
合計	190社

(1)、(2)、(3)すべてについて記載している会社が大半を占めており、それ以外のパターンの記載を行っていたのは、銀行業やその他金融業の会社が多くなっていた。これは収益認識に関する会計基準等の影響が少ない業種のためと考えられる。

(1) 収益の分解情報について、顧客との契約から生じる収益を分解した情報を「セグメント情報等」注記において記載した場合には、その旨を記載し、記載を省略することができる。収益の分解情報をどちらに記載しているかについては、以下のとおりである。

	会社数
(収益認識関係) にて記載	136社
(セグメント情報等) にて記載	51社
合計	187社

そして、収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定することとされているが、(収益認識関係) にて記載している136社がどのような区分に分解しているかについては、以下のとおりである。

	会社数
報告セグメント別	97社
財又はサービスの種類別	92社
顧客との契約から生じた収益と その他の収益に区分	88社
地域別	42社
収益認識の時期別	18社

複数の区分に分解している会社が多く見られ、例えば、報告セグメント別に区分し、それをさらに財又はサービスの種類別に細かく区分している会社などが見られた。

(収益認識関係) 注記については、会計方針として注記する内容と同一の内容が記載される場合には、注記を省略することができる。 (2) 収益を理解するための基礎となる情報について、(収益認識関係) に記載しているか省略しているかについては、以下のとおりである。

	会社数
(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) に記載していることを記載 (注記を省略)	115社
(収益認識関係) にて記載	56社
合計	171社

(2) 収益を理解するための基礎となる情報は、重要な会計方針と同一の内容が記載される場合も多いため、注記を省略しているケースが約3分の2を占めていた。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報では、①契約資産及び契約負債の残高等と②残存履行義務に配分した取引価格を記載することが求められている。

①契約資産及び契約負債の残高等では、これらの期首と期末の残高を区分して表示していない場合に注記を行うが、その記載状況については、以下のとおりである。

	会社数
(収益認識関係) にて記載	154社
重要性が乏しいため省略と記載	18社
(連結貸借対照表関係) に記載していることを記載 (注記を省略)	2社
記載なし (②残存履行義務に配分した取引価格のみを記載)	1社
合計	175社

②残存履行義務に配分した取引価格では、翌期以降に認識することが見込まれる収益の金額及び時期を注記するが、その記載状況については、以下のとおりである。

	会社数
重要性が乏しいため省略、または取引価格はありませんと記載	81社
収益の認識が見込まれる期間について、文章で説明して記載	46社
収益の認識が見込まれる期間について、表を用いて定量的に記載	43社
記載なし（①契約資産及び契約負債の残高等のみを記載）	5社
合計	175社

文章で説明しているケースでは、1年以内に収益として認識されると見込んでいると記載している会社が多く、表を用いて定量的に記載しているケースでは、1年内と1年超に分けて記載している会社が多くなっていった。

最後に、個別財務諸表の（収益認識関係）については、連結財務諸表を作成している場合には、(1) 収益の分解情報と(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報は注記しないことができ、(2) 収益を理解するための基礎となる情報についても、連結財務諸表における記載を参照することができる。個別財務諸表の(2) 収益を理解するための基礎となる情報の記載状況については、以下のとおりである。

	会社数
連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略と記載	92社
財務諸表「注記事項（重要な会計方針）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略と記載	62社
個別財務諸表についても記載	7社
重要性が乏しいため省略と記載	3社
合計	164社

連結財務諸表を作成している場合の省略規定を適用している会社が最も多く、重要な会計方針に記載があることによる省略規定を適用している会社とあわせると、全体の9割以上を占めていた。

## おわりに

（収益認識関係）注記について、すべての項目を記載する場合は、実務的にも相当の負担となるが、以上の分析結果では、(1) 収益の分解情報は、重要性が乏しい場合を除き、記載が必須であるが、（セグメント情報等）を参照することも可能であり、(2) 収益を理解するための基礎となる情報と、②残存履行義務に配分した取引価格は、記載を省略している会社も多く、あとは、①契約資産及び契約負債の残高等を記載すれば足りるという結果となっている。

このように省略規定がある場合には、これらを用いることにより、実務上の負担を軽減することもできるため、今回の分析結果が参考になれば幸いです。

以上